

竹原市地域おこし協力隊募集等支援業務仕様書

1 業務名

竹原市地域おこし協力隊募集等支援業務

2 業務の背景・目的

(1) 背景

竹原市では、地域課題の複雑化・多様化に伴い、行政だけでは解決が困難な課題が増加しており、地域や事業者と連携しながら新たな価値を創出できる人材の確保・育成が求められている。

また、地域おこし協力隊制度については、任期中の地域活動にとどまらず、任期終了後も地域で就業・起業・事業承継等により定着し、地域の担い手として継続的に活躍できる仕組みづくりが重要となっている。

(2) 目的

本事業は、令和9年度地域おこし協力隊（以下、「隊員」という。）を募集するにあたり、募集要項等の作成をはじめ、効果的なプロモーション、応募希望者へのサポート等を行うことで、本市が求める適切な人材を確保するとともに、採用後のミスマッチを防止し、本市の発展に寄与する隊員を配置することを目的とする。

3 本仕様書の位置付け

「竹原市地域おこし協力隊募集等支援業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用することから、本仕様書において市が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法等について、自由に提案することができる。

なお、本仕様書に記載された要件はすべて必要な要件と考えているが、実現できない要件がある場合、又は代替案による場合は、企画提案書にその旨を記載すること。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 隊員の募集

(1) 募集人数

2名（令和9年4月1日採用予定）

(2) 活動地域

竹原市

(3) 活動内容

地域課題の解決に向けた実践活動を通じて、専門性や事業力を高めるとともに、地域で継続的に活躍できる知識・技術・ネットワークを習得し、任期終了後の地域への定着を見据えた活動を行います。

6 委託業務の内容

本業務は、隊員の令和9年4月1日（予定）採用に向けた募集及び採用支援として、次の業務を想定するが、提案内容及び協議により決定するものとする。

なお、記載のない業務についても、委託料の上限額の範囲内において、より効果的な提案を妨げるものではない。

(1) 採用計画の策定業務

隊員を募集する担当課とそれぞれ現地やオンラインでの打合せを行い、担当課の意向や採用後に実際に行う業務内容等を整理し、採用までの遂行スケジュールを含めた採用計画を策定すること。

当初の期間内に採用が決定しない場合は、計画を見直し、再度募集期間を設け、履行期間内において次の(2)から(6)の実施を検討することとする。

(2) 募集要項及び募集記事の作成・修正・校正業務

前段の計画をもとに、担当課と協議しながら求める人材像を具体化し、募集要項及び募集記事を作成すること。

(3) 広告媒体への募集記事等の掲載・修正・更新及び問合せ対応業務

地域おこし協力隊の募集に効果的な広報媒体等を活用して広く応募希望者を募ること。なお、掲載等に伴う費用は受託者の負担とする。

問合せに対しては速やかに回答し、その結果を翌営業日までに電子メール等で市へ情報提供すること。また、必要に応じて応募方法の案内を行うこと。

(4) 個別カジュアル面談業務

応募希望者に対し、オンライン等を活用して活動内容の詳細や本市の雰囲気、応募方法等を伝え、応募者の不安解消や活動実態とのミスマッチを未然に防ぐ「個別カジュアル面談」を実施すること。

(5) 本市が実施する選考に係るサポートの実施

1次選考（書類審査）及び最終選考（現地面接審査）に係る候補者選考基準の作成等において市に助言を行うものとする。なお、助言に付随して資料作成の必要がある場合には、資料作成についても行うこと。選考及び採用の決定については、発注者が実施する。

(6) おためし地域おこし協力隊の企画及び運営

候補者を対象とした、1泊2日以上での現地体験プログラム「おためし地域おこし協力隊」を企画し、運営を行う。

- ・プログラム構成案（行程表）の作成（市と協議の上決定すること。）
- ・地域の受入団体（地域住民、現役の隊員、事業者等）との調整
- ・当日のアテンド及びファシリテーション
- ・参加者へのフォローアップ及び意向確認

(7) 本業務に係る独自提案

業務の実施にあたって、効果的と考えるものについて企画提案上限額の範囲内で積極的に独自提案し、実施すること。

7 業務完了報告

受託者は、業務完了時に、市に対し業務完了報告を行う。報告時に次の内容を含む成果品を提出するものとする。提出形式は紙媒体 2 部及び電子媒体（CD-RW）1 枚とする。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果

8 委託料の支払い

上記 7 の報告を受け、市は本業務の完了を確認するための検査を行うものとし、受注者は、当該検査に合格後、市に委託料の支払いを請求することができる。

市は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、委託料の支払いを行う。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の承認を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した文面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があったときは、当該要求について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から 10 日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(5) 著作権等の取扱い

受託者は、成果品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権等の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) その他

ア 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。

イ 業務完了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応すること。